

～WEB講習会、市町村訪問、府県ごとの取組の紹介～

R7年度のWEB講習会・講演会は全て終了しました

今年度のWEB講習会(1～3回)には延べ2,450名以上の方が受講されました。講演会は会場参加45名、WEB200名の参加がありました。たくさんのご参加ありがとうございます。

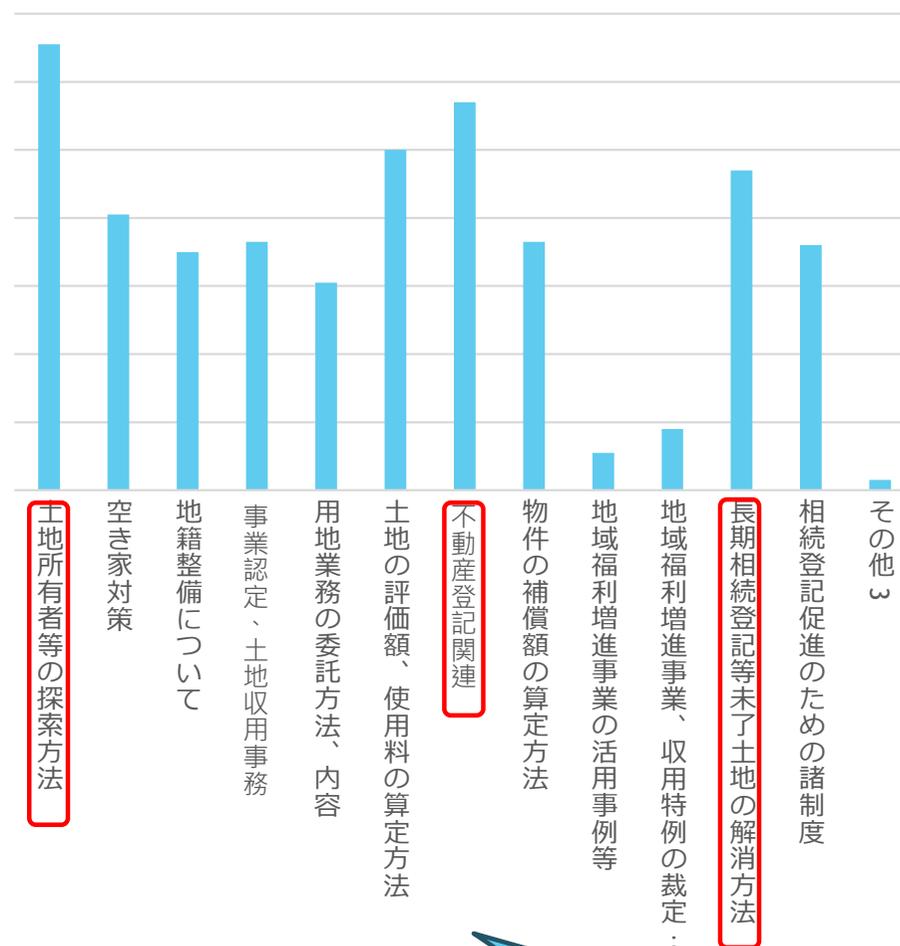
令和8年度講習についてアンケートは、第4次、第5次募集継続しています。是非お声をお届け下さい。

【近畿地区土地政策推進連携協議会
令和8年度の講習会、講演会のテーマ
に関するアンケート



アンケートより抜粋(12月末時点)

講習会で聞きたいテーマ



所有者探索に悩んだときは「国土交通省HP」をご活用下さい！

所有者不明土地探索・利活用ガイドライン

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001618309.pdf

所有者探索の手引き

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001618310.pdf



★協議会(事務局)からお知らせ★

土地政策をより身近に感じていただくため、協議会HPリニューアルを予定しています。R8年度は講習会や講演会申込みHPからできるようになります。

「所有者探索」「不動産登記関連」が人気のテーマに

府県ごとの取り組み、継続中です。

奈良県意見交換会(南部)を皮切りに、奈良県意見交換会(北部)、和歌山県意見交換会(紀北)(紀南)、福井県意見交換会(嶺北)(嶺南)と人口減少に伴う“まちづくり”をテーマに座談会を行いました。“まちづくり”と密接な関係にある土地政策諸制度。将来を見据えて他の計画更新にあわせて所有者不明土地対策計画を入れ込んだり、補助金の利用を検討したり…貴重なご意見をいただきました。

所有者不明土地対策計画や補助金に関する相談は、随時受け付けています。メールでも電話でもお気軽にどうぞ！



勉強会(大阪府)の様子

兵庫県、大阪府は所有者不明土地対策計画に資する制度(涉外相続や財産管理制度)についての勉強会(事例研究やグループワーク)を行いました。

ご参加いただいた市町村の皆様、ありがとうございます！

京都府、滋賀県は1月下旬に地籍調査に関する勉強会の予定です。奮ってご参加下さい。



和歌山県(紀北)意見交換会の様子

京都府の取組 ～リモセン講習会～ のお知らせ



対面式

1. 開催日時 令和8年1月29日(木) 13:10~16:30 (開場、受付は12:40~)
2. 会場 キャンパスプラザ京都 4F 第3講義室(京都市下京区西洞院通塩小路下る)
3. 定員 会場参加170名、オンライン参加 1000名(事前申し込み制、先着受付順。)
4. 内容 ①「リモセンデータを用いた地籍調査の事例紹介」
②「リモセンデータを活用した地籍調査の推進について」
5. 申込方法 会場参加・オンライン参加ともに、事前申込制・先着受付順です。各々の参加申込みフォームよりお申し込み下さい。
申し込み〆切り：1月22日(木) 17:00

当日は協議会にご連絡いただいても連絡がつかません。ご都合のつく方は会場参加をお勧めします。



WEB参加

参加方法	定員	参加申込みフォームURL
会場参加	170名	https://forms.office.com/r/TS2ii3jqaM
オンライン	1000名	https://events.teams.microsoft.com/event/1860fcf4-4736-4410-a6c0-092ecb519986@44fff47d-df6e-47d5-8bff-2c023c4ea55b

※オンライン配信は、Teamsウェビナーにて配信します。
オンライン配信は、国土交通省より業務を受託している(株)日本能率協会総合研究所が実施します。

「土地政策通信」こぼればなし★

「とちーた」
土地政策
イメージ
キャラクター



土地政策をより身近に感じていただくため、不定期発行予定です。次号は春頃を目指しています。

市町村はたらきかけ、継続中です。

当協議会事務局では、令和4年11月に改正となった所有者不明土地法において、所有者不明土地対策計画の策定や補助制度の活用が可能となったことから、令和4年度より市町村を訪問等し、補助制度の活用等について説明を行っているところです。

令和7年度も個別訪問を行っており、令和4年度からの合計で131市町村(7年度実績予定含む)を訪問しました。お忙しい中、意見交換会等に参加いただいた皆様ありがとうございます。

年度末に向けて各種アンケートを配布予定です。是非ご協力下さい！

補助金、使ってみませんか？

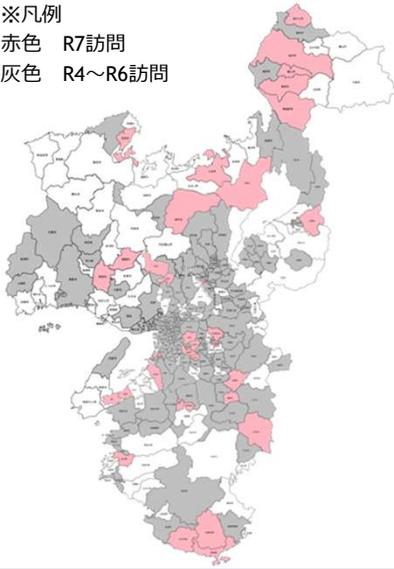
講習会で毎年人気のテーマ、所有者探索。市町村訪問の意見交換会においても「相続人の調査に苦慮しており財産管理制度の利用にまで踏み切れない」という話題が出てきます。相続登記未了地や所有者不明土地となっている、あるいは担当部署のマンパワー不足等により、相続調査に時間を要する場合や相続調査自体が進んでいないケースも多いようです。

「やりたいのに、できない」を解消する手段として所有者不明土地等対策事業費補助金を活用した所有者探索(司法書士等への委託)を検討してみませんか？

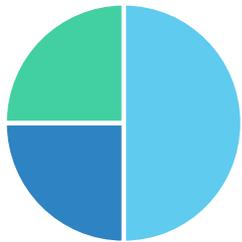
所有者探索から不在者財産管理人等の選任まで、活用できる場面はいろいろ。是非ご検討ください。不明な点は協議会事務局まで。

R7年度末まで訪問実績(予定含む)

※凡例
赤色 R7訪問
灰色 R4~R6訪問



～補助金の計算例～



□ 国庫補助(1/2) ■ 特別交付税(最大1/2) ■ 実質負担(1/4)

【補助率の計算例:委託費100万円の場合】

100万円×1/2 = 50万円(補助率1/2)

50万円×1/2 = 25万円(特別交付税最大1/2)

50万円 - 25万円 = 25万円(実質負担1/4)

補助金について 知りたい



補助金関係

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_001_00017.html

よくある質問

Q 各情報が国土交通省HPのどこにあるか分かりません。

A 法令、各種手引き、ガイドライン等が掲載されていますのでご活用ください。

土地政策諸制度について知りたい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_001_00014.html



関係法令